

民生文教常任委員会

1 開 議 令和5年12月20日(水) 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第 1 議案第100号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 議案第101号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第102号 大田原市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第103号 大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第104号 大田原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第105号 大田原市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第106号 大田原市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第108号 大田原市子ども未来館の指定管理者の指定について

日程第 9 民生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

民生文教常任委員会名簿

委員長	大塚正義	出席
副委員長	櫻井潤一郎	出席
委員	伊賀純	出席
	前田則隆	出席
	北原裕子	出席
	津守那音	出席
	中川雅之	出席

当局	保健福祉部長	益子敦子	出席
	市民生活部長	松浦正男	出席
	教育部長	君島敬	出席
	保育課長	清水春雄	出席
	国保年金課長	佐藤美奈子	出席
	市民課長	熊田明美	出席
	生活環境課長	田上建二	出席
	教育総務課長	羽石剛	出席
	生涯学習課長	岡一弘	出席

事務局	土屋大貴	出席
-----	------	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（大塚正義） ただいまの出席者は7名であり、定足数に達しております。これより民生文教常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりであります。

当局の出席者は、益子保健福祉部長、松浦市民生活部長、君島教育部長、清水保育課長、佐藤国保年金課長、熊田市民課長、田上生活環境課長、羽石教育総務課長、岡生涯学習課長であります。

◎議案第100号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大塚正義） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第100号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（松浦正男） 市民生活部になります。本日は、議案第100号から104号までの5件の条例改正についてご説明させていただきますので、審査のほどよろしく願いいたします。

それでは、議案第100号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議事本会議において議案上程の際、概略を説明させていただきましたが、本日は担当の佐藤国保年金課長が出席しておりますので、改めてご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（大塚正義） 国保年金課長。

○国保年金課長（佐藤美奈子） 国保年金課長の佐藤です。よろしく願いいたします。

それでは、議案第100号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。76ページの議案書補助資料及び77ページの添付資料を御覧ください。

議案の概要であります。国民健康保険税の課税限度額につきましては、地方税法施行令に規定する額と同額とするため、引上げを行うものであります。また、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年1月から国民健康保険被保険者の出産に係る産前産後4か月間、多胎妊娠の場合は6か月間の保険税の均等割額及び所得割額の免除措置を導入するため、関係部分を改正するものであります。

71ページの議案書を御覧ください。改正の内容であります。新旧対照表の改正前、旧の欄に掲げる規定を同表の改正後、新の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

第2条で定める課税額のうち、第3項中の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を20万円から22万円に改めます。

72ページを御覧ください。第20条で定める国民健康保険税の減額のうち、第1項中、後期高齢者支援金等課税額の軽減後の課税限度額を20万円から22万円に改めます。

次に、第20条第2項の次に第3項を新設し、出産被保険者に係る国民健康保険税の均等割額及び所得割額の減額措置について規定し、第1号は基礎課税額の所得割額、73ページに入りまして、第2号は同じく均等割額、第3号は後期高齢者支援金等課税額の所得割額、第4号は同じく均等割額、第5号は介護納付金課税額の所得割額、74ページに入りまして、第6号は同じく均等割額について、それぞれ産前産後期間の4か月間、多胎妊娠の場合は6か月間の軽減方法及び軽減額を規定いたします。

次に、第21条の2の次に第21条の3を新設し、第1項では出産被保険者に係る届出の提出について、氏名、住所、予定日などの届出事項を第1号から第5号に規定し、第2項では前項の届出書の提出に当たり、必要な添付書類を第1号から第3号に規定いたします。

75ページを御覧ください。第3項では、第1項の規定による届出可能の時期を予定日の6月前からとし、第4項では届出についての省略事項を規定いたします。

最後に、附則であります。第1項では、この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条第3項及び第20条第1項の課税限度額に関する改正規定は、令和6年4月1日から施行するとし、第2項では経過措置を設けております。

説明は以上になります。

○委員長（大塚正義） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

中川委員。

○委員（中川雅之） 1つだけお伺いしたいのですが、ページ数でいくと77ページの中の一番最後のところで、令和5年11月に出産した場合は、令和6年1月分のみ減額となるという形なのですが、多胎の場合、例えばその月をまたいで出産する場合がありますよね。例えば1人産んだら、11月30日にお一人産んで、12月1日にもう一人産んだという場合には、そういう場合にはやっぱり別々な形になるという考え方になるのか、この辺対象というのはどういうふうな形になるのか、その辺。

○委員長（大塚正義） 佐藤課長。

○国保年金課長（佐藤美奈子） 出産した被保険者に対する減免の措置になりますので、日にちをまたいだり、月をまたいでも、一番最初に生まれた方を基準として多胎児の場合には6か月間という形になりますけれども、そのような形で対応していきたいと思っております。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第100号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 異議なしと認めます。

よって、議案第100号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第101号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大塚正義） 次に、日程第2、議案第101号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

松浦市民生活部長。

○市民生活部長（松浦正男） 議案第101号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましては、担当の熊田市民課長より改めてご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○委員長（大塚正義） 熊田市民課長。

○市民課長（熊田明美） 市民課長の熊田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案第101号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。81ページ、議案書補助資料を御覧ください。

議案の概要であります。スマートフォン用電子証明書によるコンビニ交付の利用及び窓口における個人番号カードによる印鑑登録証明書の取得、この2つを可能とするため、関係部分を改正するものでございます。

次のページ、82ページを御覧ください。現在印鑑証明書を取得するには、窓口において印鑑登録証、こちらを用いて取得する方法とマイナンバーカード、こちらを用いてコンビニのマルチコピー機で取得する方法、この2つがございます。そのほかに、このマイナンバーカードにマイナンバーカード普及促進のために磁気部分に印鑑登録情報を搭載したマイナンバーカードというものがございまして、そちらは窓口でも取得が可能になっております。

今回の改正は、この情報の搭載の有無によらず、マイナンバーカードで窓口においてコンビニと同様に印鑑証明書を取得できるようにするもので、表の上段部分の改正となります。

もう一点の改正は、スマートフォン用電子証明書を使用することで、マイナンバーカードを持ち歩かなくてもスマートフォンで印鑑証明書を取得することが可能とするものになります。マイナポータルから電子証明書を取得ということになります。こちらが表下段の部分の改正となります。

78ページの議案書にお戻りいただきまして、改正内容でございますが、新旧対照表の改正前の欄に掲げる規定を同表改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

第7条の2及び第7条の3を削ります。これは個人番号カードへの登録情報の搭載を不要とするための改正でございます。

次に、79ページを御覧ください。第13条中第1項、または印鑑登録情報搭載個人番号カードの文言を削り、「市長に申請しなければならない」の次に「ただし、登録を受けている者が申請するときは、印鑑登

録証に代えて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードを利用することができるものとする」の文言を加えます。これは、現に印鑑登録を受けている者は、印鑑登録証に代えて個人番号カードを利用することを可能とする改正になります。

第13条第2項中、「印鑑登録情報搭載」の文言を削り、第13条の2第1項中、「印鑑登録証の交付」の文言を「印鑑の登録」に改め、「個人番号カード」の次に「利用者電子証明書に記載されたものに限る」を加えるとともに、移動端末設備、スマートフォンのことですが、とそれを規定する文言を加えます。これは個人番号カードの電子証明書で利用できるコンビニ交付をスマホの電子証明書で利用できるようにするための改正でございます。

次に、暗証番号を規定する第13条の2第2項を削ります。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものといたします。ただし、13条の2の改正規定は、令和5年12月20日から適用するものといたします。

あわせまして、経過措置を設けてございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○委員長（大塚正義） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

伊賀委員。

○委員（伊賀 純） すみません。私、この印鑑条例とはちょっと違うかもしれないのですが、この窓口で印鑑証明を取るのと、あとスマホでコンビニで取るという、そのときの手数料とか、そういうものの違いとか、そんなのはありますか。

○委員長（大塚正義） 熊田課長。

○市民課長（熊田明美） 料金の違いがございまして、窓口では300円、コンビニ交付であれば200円となっておりますので、マイナンバーカードをお持ちの方にはそちらをご利用いただければと思っております。ただし、マイナンバーカード、コンビニ交付の場合、システムの更新とかで利用できないときがございしますので、そのときにマイナンバーカードをお持ちいただければ窓口、ただしその場合は300円となります。

以上です。

○委員長（大塚正義） ほかにございせんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第101号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 異議なしと認めます。

よって、議案第101号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第102号 大田原市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大塚正義） 次に、日程第3、議案第102号 大田原市火葬場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

松浦市民生活部長。

○市民生活部長（松浦正男） 議案第102号 大田原市火葬場条例の一部を改正する条例の制定につきましては、担当の田上生活環境課長より改めてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（大塚正義） 田上生活環境課長。

○生活環境課長（田上建二） 生活環境課長の田上です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第102号 大田原市火葬場条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。85ページの議案書補助資料を御覧ください。

まず、議案の概要であります。火葬場の使用料等につきましては、本市と那須塩原市との間で平成23年7月7日に締結した大田原市火葬場の利用に関する協定において、大田原市火葬場条例及び大田原市火葬場条例施行規則の定めにより取り扱うこととしております。令和6年度から8年度に約1億円の費用をかけて火葬場の長寿命化事業改修工事を予定しておりますが、その改修工事に係る費用負担割合について、那須塩原市と協議を重ねてまいりました。その協議の中で現那須塩原市のうち、旧西那須野町及び旧塩原町の住民と旧黒磯市の住民とで使用料が異なっておりますが、那須塩原市からの要望により、那須塩原市の住民の使用料を統一することとなりましたので、条例で規定する火葬炉等の使用料等について関係部分を改正するものであります。

火葬炉及び待合室使用料の表は現行のものでありますが、令和6年4月1日から旧黒磯市の住民の使用料を旧西那須野町及び旧塩原町の住民の使用料と同額に変更し、那須塩原市の住民の使用料を統一するものであります。

83ページの議案書を御覧ください。次に、改正内容であります。新旧対照表の改正前、旧の欄に掲げる規定を同表の改正後、新の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

第2条で定める火葬場の使用の許可のうち、第2項中「一部の区域」の文言を削ります。

第4条は表記を修正するものです。

別表第3条関係、火葬炉及び待合室使用料につきまして、84ページを御覧ください。使用料の那須塩原市の区分のうち、「旧西那須野町及び旧塩原町の区域」の文言を削り、「那須塩原市の住民」とし、右の欄の「那須塩原市のうち旧黒磯市の区域及び」の文言を削り、「那須町の住民」といたします。

最後に、附則であります。第1項として、この条例は、令和6年4月1日から施行するとし、第2項で、この条例の施行の日前に、この条例による改正の前の大田原市火葬場条例第2条の規定により、使用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例によることといたします。

説明は以上です。

○委員長（大塚正義） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

伊賀委員。

○委員（伊賀 純） 何か今火葬場、よく大都市とか、そういうところでは順番待ちとか、そういう話をよく伺うことが多いのですけれども、大田原市はそういう大田原市外から受け入れてということになるといって、そういう混み具合、変な言い方、混み具合ではないけれども、順番待ちみたいなことはあまり危惧をしなくていいという状況なのですか、ちょっとお伺いさせてください。

○委員長（大塚正義） 田上課長。

○生活環境課長（田上建二） 現在4炉ございまして、1日最大8件を処理することができますけれども、その処理能力で現在は足りているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（大塚正義） 前田委員。

○委員（前田則隆） 那須町は取り残されているように見えるのですが、今回要望とか、一緒のお金を入れて安くするとか、そういう要望はなかったのですか。それとも、那須町はどこかに行くから、大田原市のほうに来なくてもいいのでしょうか、ちょっとお聞きしたいです。

○委員長（大塚正義） 田上課長。

○生活環境課長（田上建二） そもそも那須塩原市が旧西那須野町、塩原町と同額にしてくれということは、旧黒磯市は1万6,000円支払っているのですけれども、旧西那須野町、塩原町は1万円なのです。その差額の6,000円を那須塩原市が独自で補助しているのです。1万円と合わせているのですけれども、その1万円の補助がなくす。申請の段階で1万円に統一するというふうなことでの要望があって、今回の改正になります。

○委員長（大塚正義） 前田委員。

○委員（前田則隆） 那須町からの要望はなかったのですね。

○委員長（大塚正義） 田上課長。

○生活環境課長（田上建二） 那須町からの要望はないです。すみません。

その協定を結んでいるのが那須塩原市とだけで、那須町とは結んでいないのですけれども、あとまた那須塩原市と那須町が利用している那須聖苑の火葬場がありますので、そちらにほとんどの那須町、那須塩原市の住民が使うことになっていますので。

○委員長（大塚正義） 北原委員。

○委員（北原裕子） この那須塩原市の人たちが使っているその割合を教えてくださいなのですが、令和3年、令和4年と前年度もちょっと含めて、増えてきているとか、そういうことがあるのかどうか、お聞きしたいです。

○委員長（大塚正義） 田上課長。

○生活環境課長（田上建二） まず、4年度の実績で申し上げますと、全体で1,595件の火葬をしておりますが、そのうち大田原市が983件、旧西那須野町と塩原町が555件、旧黒磯市が25件、那須町が4件、その他が28件で、全部で1,595件となっております。

この火葬の推移につきましては、令和4年度が1,548件、3年度が1,391件、令和2年度が1,329件、令和

元年度が1,345件となっております、ここ何年も1,300ぐらいで推移していたのですけれども、4年度だけ、理由はちょっと分かりませんが、増えているというような状況です。

以上です。

○委員長（大塚正義） 北原委員。

○委員（北原裕子） 那須塩原市に関しては増えてきているとか、そういうのは特にありますか。

○委員長（大塚正義） 田上課長。

○生活環境課長（田上建二） 旧西那須野町、旧塩原町、旧黒磯市、いずれにつきましても、4年度は件数が200件ぐらい前年より増えていますので、同じように増加はしています。割合としては同じような傾向になっています。

以上です。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑はないですか。

中川委員。

○委員（中川雅之） 今回令和6年から令和8年までの長寿命化計画によって1億円かけて直すという形なのですが、そうした場合というのは、例えば先ほど課長が言ったように、今4つの炉があって、1日8回、8回というか、1日8件一応対応するという形なのですが、今回はこの長寿命化計画においてのその炉を改修したりとか、そういう形の計画があって、例えば4つの炉のうち1つが使えないとか、そういう形の計画になっているのか、その辺をちょっとお伺いいたします。

○委員長（大塚正義） 田上課長。

○生活環境課長（田上建二） まず、6年度におきましては、待合室等の工事もする予定になっておりますが、やはり待合室4室あるうち3室しか使えない、順番にやっていきますので。なので、それに合わせて火葬炉も1炉停止せざるを得ないというふうなことなのですけれども、実施する時期についても火葬が少ない時期で実施したいと思っていますし、なるべく先ほど8炉最大で処理できますけれども、6回ですか、確保できるように進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑はないですか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第102号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 異議なしと認めます。

よって、議案第102号 大田原市火葬場条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第103号 大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生
の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大塚正義） 次に、日程第4、議案第103号 大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生
の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を
求めます。

松浦市民生活部長。

○市民生活部長（松浦正男） 議案第103号 大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生
の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定については、引き続き担当の田上生活環境課長より改めて
ご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は議会本会議において質問をいただきました埋立てについての資料のほうをご用意させていた
だきましたので、併せて課長のほうから説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大塚正義） 田上生活環境課長。

○生活環境課長（田上建二） 議案第103号 大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生
の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。90ページの議案書補助資料を
御覧ください。

まず、議案の概要であります。現行の大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生
の防止に関する条例では、特定事業該当面積の下限値が1,000平方メートル以上としておりますが、下限値未
満を理由に未許可での土砂搬入が行われ、結果的に大量の土砂搬入が行われてしまう事案が発生して
おります。下限値を500平方メートル以上に下げることにより、初期対応を行いやすくし、土砂の大量搬入を未
然に防止すること及び500平方メートル以上の事業に対し盛土高の規制をすることにより、土砂等の崩落、
飛散または流出による災害の発生を防止するため、関係部分を改正するものであります。

86ページの議案書を御覧ください。次に、改正内容であります。新旧対照表の改正前、旧の欄に掲げ
る規定を同表の改正後、新の欄に掲げる規定に下線で示すように改正します。

第2条で定める定義のうち、第1項第2号中、「1,000平方メートル」を「500平方メートル」に改めま
す。

次に、87ページを御覧ください。第13条第1項第13号、第2項第5号、第17条第2項第3号及び88ペー
ジ、第18条第1項第3号、第26条第2項第4号の各改正内容については、表記の修正であります。

最後に、附則であります。第1項として、この条例は、令和6年4月1日から施行するとし、89ペー
ジの第2項で、この条例による改正後の大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生
の防止に関する条例第2条第2項に規定する特定事業について、この条例の施行の日以降に第10条の規
定による許可を受けようとする者は、施行日前においても第11条及び第12条の規定による当該許可に
関し、必要な行為を行うことができることといたします。

条例の一部改正に係る説明は以上です。

続きまして、追加資料がありますので、タブレットの土砂条例等に係る面積及び高さの判定基準についてを御覧ください。14日の本会議におきまして、滝田議員及び北原議員から質疑がありました内容について改めてご説明いたします。

こちらは、土砂搬入の事例を図化したものとなります。まず、図1につきましては、平場への土砂搬入で盛土高5メートル未満の場合となります。面積判定は盛土の底辺で測定し、法面勾配につきましては1割5分以上の成形が必要となります。

次に、図2につきましては、同じく平場への土砂搬入で盛土高5メートル以上10メートル以下の場合となります。盛土高が5メートル以上となる場合には、法面勾配が1割8分以上となり、5メートルごとに幅1メートル以上の段及び排水溝の設置が必要となります。なお、盛土高10メートルを超える場合には安定計算を行い、安定計算により安全が確保される高さまでとなります。

次に、図3につきましては、谷地等への土砂搬入の場合となります。面積判定は土砂が搬入される面積の最大値での判定となり、高さ判定は底地からの高さとなります。法面を有する場合には、図1、図2と同様の基準となります。

次に、図4につきましては、掘削した穴への土砂搬入の場合となります。面積判定は土砂が搬入される掘削された部分となり、高さ判定は掘削部分については区域外への崩落、飛散または流出のおそれがないことから、掘削前の地面から上での判定となります。

次に、図5につきましては、穴、くぼ地への搬入の場合となります。穴、くぼ地については、図4同様、区域外への崩落、飛散または流出のおそれがないことから、面積判定は穴、くぼ地の範囲となり、高さ制限は適用されません。

説明は以上です。

○委員長（大塚正義） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

伊賀委員。

○委員（伊賀 純） 各地で盛土に対していろいろな問題があったりとか、そういうことはよく耳にするのですが、この基準を安全な基準かどうかという経過観察というのですか、今後事業者さんたちは結構少しでもという思いがあって、基準をオーバーしてしまうとか、そういうことがあるやに思うのですが、ちゃんとこの基準が守られているか、安全基準なのか、その経過をどうやって市としたら見ていくのかというところをちょっと教えていただけたらと思います。

○委員長（大塚正義） 田上課長。

○生活環境課長（田上建二） この500平米を超えると申請が必要になってきますけれども、申請があればその経過観察といいますか、市でも現地を確認したりしますし、業者に対しても例えば土壌だとか水質だとか、そういった検査の報告も6か月ごとに提出を求めるといふようなこともできますので、そういった形で経過を見ていくということになります。

○委員長（大塚正義） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純） これは市として市の目で確認をされていくということはある計画をされていますか。やっぱり書面だけだと、なかなか守らないときも多いのではないかなというちょっと思ったりもするのですが、やっぱり市としてちゃんと見ていくというのは、そういうことはされる計画はおありですか。

- 委員長（大塚正義） 田上課長。
- 生活環境課長（田上建二） 先ほどもお話ししたとおり、繰り返しになりますけれども、申請が出された後に現地のほうは市も見ますので、それで経過を見ていくと。
- 委員長（大塚正義） 前田委員。
- 委員（前田則隆） この条例の罰則規定なり、あるいは差止めとか、復元とか何かそういう可能性の指導の権限はここになさそうなのですが、県のほうではあるのでしょうか。
- 委員長（大塚正義） 田上課長。
- 生活環境課長（田上建二） 県のほうでも当然ございますし、この条例、土砂条例のほかに土砂条例施行規則というのがあります。この中で詳細に規定しておりますので、罰則規定だとか、いろいろ先ほどの土壌水質検査とか、そういった細かいものも施行規則の中で条文化しております。
- 委員長（大塚正義） ほかに質疑はございませんか。
櫻井委員。
- 委員（櫻井潤一郎） 今回1,000平米から5,000平米に……
（「500」と言う人あり）
- 委員（櫻井潤一郎） 500だ、失礼しました。500平米に改正されていますけれども、これの基準のその根拠についてお伺いいたします。
- 委員長（大塚正義） 田上課長。
- 生活環境課長（田上建二） 栃木県内におきまして、那須塩原市、那須町、大田原市が今まで1,000平方メートルです。それが全部500になっています。那須塩原市と那須町も今後大田原市に、また県内の500に変更する予定になっています。
以上です。
- 委員長（大塚正義） 櫻井委員。
- 委員（櫻井潤一郎） 補助資料の図の2なのですけれども、私の思っていたところだと、高さ制限は10メートル以下であると思っていたのですが、この米印で高さ10メートルを超える場合は、安定計算により安全が確保される高さまでオーケーだというふうに書いているのですが、基本的に10メートル、多分今回500平米になると、多分それは超えないとは思うのですけれども、10メートルがその上限ではなかったのですね。なかったのですかという質問になります。
- 委員長（大塚正義） 田上課長。
- 生活環境課長（田上建二） 委員おっしゃるとおり、基本は10メートルでございますけれども、先ほども説明しているとおりに、安定計算を行って安全が確保されれば10メートル以上でも可能ということです。
以上です。
- 委員長（大塚正義） 北原委員。
- 委員（北原裕子） これが通れば令和6年4月1日から施行になるということなのですけれども、ちょっと間があるということは、駆け込みでこれが行われる可能性がある。この期間をもう少し早めるとか、そういうことは考えていませんか。
- 委員長（大塚正義） 田上課長。

○生活環境課長（田上建二） できたら早いほうがよろしいのでしょうかけれども、これを周知する期間も必要ですので、昨日も建設業界なんかにも話を行ったりしていますので、この議会で承認を得られた後、いろいろな広報、ホームページにも周知いたしまして、4月1日から施行していきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（大塚正義） 北原委員。

○委員（北原裕子） 明らかにこれはもう駆け込みでそのような書類が提出されるという場合は、何か阻止するような手だてというのはあるのでしょうか。

○委員長（大塚正義） 田上課長。

○生活環境課長（田上建二） 3月中に出された分については、1,000平方メートル以上で判断するしかないと思うのですが。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑はございませんか。

中川委員。

○委員（中川雅之） 聞きたいのですが、許可を出すときに必要な書面を提出するという形なのですけれども、どういった形の書面になるのか。例えば搬入に対してとか、搬出に対して、そのトラックのナンバーだったりとか、あとはその運転手の免許証の写しだったりとかという、そういう形で指定されたそのトラックだったりとかしか搬入ができないとか、そういう形の書類を提出したりとか、そういう形の提出というのも含めて書類の提出というのはどういうものなるのか、その辺教えていただけたらありがたいと思います。

○委員長（大塚正義） 田上課長。

○生活環境課長（田上建二） このまず条例の中で第13条に許可申請の手続というふうなことがあります、その中でいろいろこの申請者の住所、氏名だったり、位置、面積、あとは設置計画だったり、事業者の所在地とか、施工管理する者だったり、使用される土砂等の量だったり、事業の期間だったり、特定事業場の構造だったり、いろいろ出していただくのですが、この許可を出すに当たりましては、市役所庁内の関係各課の係長で組織しています庁内検討部会というのがございまして、そこでいろんな道路関係、森林関係とか、農政課、いろんな係長が入っていますので、そこに関係することについては基本うちのほうが窓口になりますので、申請書を一括して出してもらおうというようなことになりますので、その前の事前に協議の段階で各担当課のほうに協議していますので、その取りまとめがうちのほうになってきますので、一緒に出していただくというような形になります。

以上です。

○委員長（大塚正義） 中川委員。

○委員（中川雅之） 今回1,000から500になったという形なのですが、例えばある程度その細かく1,000以上とかなった場合には、例えば1,000から2,000とか、そういう形で細かくそういうときには、例えば監視カメラをつけたりとか、そういうので監視を強化したりとかという、そういう考えで、市独自でもっと細かくそういう形の基準というものが考えられる部分というのがあるのかなと思うのですが、その辺の基準というのはどういうふうな、大きくなれば、例えば2,000以上は住民説明会を設けるとか、そういう形での基

準というものがどういうふうな形になっているのか、その辺。

○委員長（大塚正義） 田上課長。

○生活環境課長（田上建二） まず、その住民説明会につきましては、面積に関係なく、500平米以上になれば必ずしなくてはならないというふうなことになっていますので、その監視カメラとかの1,000平米が2,000平米とか、3,000平米とか、その分けての基準というのは大田原市は今のところ考えておりませんし、近隣の市町でもそういった区分けをしているというのは聞いてはおりません。

以上です。

○委員長（大塚正義） 中川委員。

○委員（中川雅之） あと、議会の質問の中で、今現在あるものの水質検査を行っている地域もあるという話もあったのですが、ところもあるというふうな形なのですが、そういう形で例えば水質検査までいった場合には、その費用とかというのはどういう形で、市の持ち出しでそういう形の水質検査なんかも、あとはまたその水質検査を行うためには専門業者をお願いしてやっているのか、その辺の費用とその業者というのは、専門機関というのはどういう形になっているのか、その辺。

○委員長（大塚正義） 田上課長。

○生活環境課長（田上建二） その費用負担につきましては、原則というか、事業主が負担することになっています、全て。検査機関については、そういった資格というか、持った専門の機関に依頼することになっていますので。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑はございませんか。

津守委員。

○委員（津守那音） 今中川さんの質問の続きなのですが、事業者が、よくある話なのですが、潰れてしまったというときに、そういう費用はどちらで持つような感じなのですか。事業者が潰れた場合。

○委員長（大塚正義） 田上課長。

○生活環境課長（田上建二） 今現在市のほうで把握している分には、そういう潰れた会社というのは、そういう現状はないのですけれども、その状況によってケース・バイ・ケースによるのかなとは思いますが、基本は事業主負担なので、場合によってはその周りの住民に影響があるとか、被害があるとかというのが割と緊急性を要するとか、そういった場合には市でやる場合もあるかと思えますけれども、基本的には事業主がやっていただくというようなことです。

以上です。

○委員長（大塚正義） すみません。委員長からもちょっと1点だけ質問させていただきたいのですが。

この土壌汚染の土壌汚染対策法という法律があるかと思うのです。これらに関しましては、県の環境森林事務所が管轄をしていると思うのですが、県の環境森林事務所とこの大田原市の連携状況、今回みに面積が狭まったということであると、県のその規制からは抜けるということになると思うので、市の条例ですから市もそれをもっときつくなるということで、今栃木県は3,000平米だと思われるので、そうしたときに、こういう先ほども質問ありました水質検査だとか、その土壌の汚染状況の調査、俗に土壌汚染状況調査というような言い方をされるのだと思うのですが、そういった連携。規制がちっちゃいから何ら連携しないのか、そういう情報交換をしているのであるか、そのところをちょっとお聞かせ願いたい

と思うのですが。

田上課長。

○生活環境課長（田上建二） 県の許可が3,000平米というふうになっていますけれども、県内の何市町につきましては県から移譲を受けていまして、大田原市も500平米以上、3,000平米を超えても、県ではなくて大田原市が許可をすることになっています。ですから、県とは情報交換もしていますし、例えばその現地にいろいろ違反があったとなった場合には、一緒に現地を見て判断をするなりしていますので、全くタッチしないというわけではないのです。情報交換はしていますし、逆に県の情報もうちのほうにいただいているというようなことで進めております。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑は。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

中川委員。

○委員（中川雅之） やはり全国でもいろんな埋立てだったりとか、違法だったりとか、相当今問題になっている部分があるので、もう少し監視体制も含めて、やはり許可を出すのであれば、その業者さんも含めて、きちんとその調査していただいて、安全であるというのを本当に確認してやっていただけたらありがたいと思いますので、その辺よろしくお願ひいたします。

○委員長（大塚正義） ほかに意見はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 意見はこれで終わります。

それでは、採決いたします。

議案第103号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 異議なしと認めます。

よって、議案第103号 大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、原案を可とすることに決しました。

◎議案第104号 大田原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大塚正義） 次に、日程第5、議案第104号 大田原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

松浦市民生活部長。

○市民生活部長（松浦正男） 市民生活部関係の最後の議案になります。よろしくお願ひいたします。

議案第104号 大田原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましても、引き続き担当の田上生活環境課長より改めてご説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○委員長（大塚正義） 田上生活環境課長。

○生活環境課長（田上建二） 議案第104号 大田原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。まず、94ページの議案書補助資料を御覧ください。

まず、議案の概要であります。市と市民との間の保健予防及び環境衛生に関する条文の一部を各自治会の保健委員に委嘱させていただいておりますが、平成30年度より市民健康診査、集団健診の申込み方法を個人での申込みに変更したことにより、現在は環境衛生に関する業務のみを保健委員が担任しております。このため、現行の保健委員に代えて廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の8に規定する廃棄物減量等推進員を新たに設置し、その呼称は環境衛生推進員とし、環境衛生に特化した業務を担当していただくために関係部分を改正するものであります。

91ページの議案書を御覧ください。改正内容であります。新旧対照表の改正前、旧の欄に掲げる規定を同表の改正後、新の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

第1条、第4条、92ページの第7条第1項第3号、第8条第1項第1号及び第5号、第9条第1項第1号、93ページの第13条第1項第3号、第14条の各改正内容については、表記及び用語の修正であります。

次に、第17条の2として、廃棄物減量等推進員の規定を新たに加え、第1項として、市長は法第5条の8に規定する廃棄物減量等推進員を置くことができるとし、第2項として、廃棄物減量等推進員の呼称は、環境衛生推進員とし、環境衛生推進員に関し必要な事項は規則で定めるといたします。

次の別表第1及び別表第2の改正内容については、引用条項を削るものです。

最後に、附則であります。この条例は、令和6年4月1日から施行するものといたします。

説明は以上です。

○委員長（大塚正義） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

前田委員。

○委員（前田則隆） 保健委員は、今回は外してしまうのですか。保健委員とこの環境衛生推進員は同時に並行するということですか。

○委員長（大塚正義） 田上課長。

○生活環境課長（田上建二） 保健委員は廃止になります。

○委員長（大塚正義） 前田委員。

○委員（前田則隆） では、報酬はどうなる予定ですか。

○委員長（大塚正義） 田上課長。

○生活環境課長（田上建二） 報酬等につきましては、今現在見直しをしているところであります。今までは世帯割、基本掛ける世帯割かと思うのですが、今度それが均等割とあとステーション割、ごみステーションを今度管理していただいておりますので、そのステーションの数に単価を掛けてそれを報酬にしているということで、今進めているところでございます。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑ありますか。

北原委員。

○委員（北原裕子） この環境衛生に特化した業務と今回なるということで、その廃棄物を減量するに当たって、こういう項目でこうしてくださいというのをこちらから提示するのでしょうか。その推進員のほうには、こうしてくださいとかというのは。

○委員長（大塚正義） 田上課長。

○生活環境課長（田上建二） ここには出てこないのですけれども、環境衛生推進員設置規則と、また別に規則がございますので、その中に並べていくというふうなことになります。

以上です。

○委員長（大塚正義） 松浦部長。

○市民生活部長（松浦正男） 今回のこの委員の設置に関しましては、これまでも保健委員ということで、各自治会にそれぞれ委員さんがいらっしゃいました。保健委員さんの主な業務として、この環境に関する、ごみとかに関する部分と、あと集団健診の申込みというところを受けてもらって保健委員という名称でやっていたのですが、その集団健診の部分個人に申込みになったということで、保健委員さんが関わる部分が少なくなったというか、なくなった。それなので、保健の部分を外して、ごみに関するところだけを残すと。その場合に、内容のほうは今までと変わらないのですが、保健委員という名称を今回こちらの名称に変えさせていただくということで、大きく見るとこれまでも保健委員さんには変わりはないことになります。

以上です。

○委員長（大塚正義） 北原委員。

○委員（北原裕子） あまり人のごみを見てあれですけども、やはりちょっと燃えるごみとか見えていますと、紙とか結構入っているものがあるので、こういう推進員とかがつくるのであれば、紙はもう必ずリサイクルのほうに出すとか、そういうふうに従うような何かあったらいいかなと思うのですが、そういうのも含める予定はありますか。

○委員長（大塚正義） 松浦部長。

○市民生活部長（松浦正男） 今のお話なのですが、これまでも保健委員さんのほうに関しましては、そういったごみの分別とか、資源物についての情報等を保健委員さんに提供させていただいて、分別、地域のごみのそういった指導とかもお願いしていた、これまでもしておりました。今後につきましても、当然名前も変わりましたので、機会を通じてそれぞれの地域のほうに啓発していただくような形でお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑ありますか。

中川委員。

○委員（中川雅之） そうしますと、今回その例えばごみの分別に対してということで、違法に例えば缶の中に瓶が入っていたりとか、缶ではなくて、生ごみとかの中に、燃えるごみの中に例えば缶が入っていたりとかという場合に、今は収集業者がシールを貼って持っていくという形なのですが、そういう権限。例えば今回新たになった場合に、その環境衛生推進員が見て、それでシールを貼っていくとか、そういう

ふうな指導という以外に、そういうふうな権限みたいなものも与える、行える権限みたいなものもあるのかなと、そこら辺はどういう形で考えているのか。

○委員長（大塚正義） 田上課長。

○生活環境課長（田上建二） 先ほども言いました違反ステッカー、今業者が貼っていますけれども、それは継続して業者が貼ることになります。あと、このステーションの管理につきましては、管理者という方がそのステーションを利用している世帯の中に1人が必ずいると思います。基本的にその方に管理していただくのですが、この環境衛生推進員はその地域、自治会のほうから選出される方なので、自治会の全部のステーションを管理していただくということで、それぞれのステーションについてはステーションの管理者、利用している中のその中に1人いますので、その人が管理していただく。例えば道路に動物が死んでいたとか、不法投棄がされているとか、そういった通報も環境衛生推進員にさせていただくというようなことも考えています。

以上です。

○委員長（大塚正義） 中川委員。

○委員（中川雅之） そうしますと、今回また新たにプラスチック関係も分別に加えられて、この間うちの町内でもやっぱりどういう形でそのごみを出すのに対してもプラスチックのということで、勉強会をやったりとか、講習会をやったという形なのですが、そういう形でも定期的にそういう講習会を例えば自治会でやるための推進員という形のそういう役割なんかも果たせるような形になっているのか、その辺をもう一度。

○委員長（大塚正義） 田上課長。

○生活環境課長（田上建二） 今年の4月以降、まずは保健委員さん、今保健委員さんでなっていますけれども、に説明をしておりますし、区長会または保健委員の合同研修会なんかの研修で説明をさせていただいています。あと、市の広報、ホームページなんかでも掲載はしていますけれども、なかなか浸透していないというのもございますし、今現在各自治会から要望に応じて市の職員が行って説明をするというふうなことで、今後の予定も含めて23自治会に対してやっていることになっていますけれども、また年明け、1月以降につきましても、各支所、また本庁にこういったものが容器包装プラスチックなのだよと、このサンプルみたいなものを展示して、理解をしていただくと。また、さらに広報、ホームページでもさらなる周知をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第104号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(大塚正義) 異議なしと認めます。

よって、議案第104号 大田原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長(大塚正義) それでは、会議を再開いたします。

◎議案第105号 大田原市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(大塚正義) 次に、日程第6、議案第105号 大田原市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

君島教育部長。

○教育部長(君島 敬) 議案第105号 大田原市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議におきまして私から説明をさせていただきましたが、本日は教育総務課長から詳細な改正に関する説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(大塚正義) 羽石教育総務課長。

○教育総務課長(羽石 剛) では、私から議案第105号 大田原市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。96ページの議案書補助資料を御覧ください。

まず、議案の概要であります。湯津上地区の3小学校、佐良土小学校、湯津上小学校、蛭田小学校につきましては、統合により令和6年4月1日に湯津上小学校として新設することとなっております。令和6年4月から新設となる湯津上小学校に対し、学校給食センターが行う調理及び配達業務を開始するため、また併せて職員に関する規定箇所につきましては、現行との整合性を図るため、関係部分を改正するものであります。

95ページの議案書を御覧ください。次に、改正内容でございますけれども、新旧対照表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

第4条で定める職員に学校栄養士を加え、第2項を削ります。

また、別表第2条関係中、湯津上小学校を加えます。

最後に、附則であります。この条例は、令和6年4月1日から施行することといたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（大塚正義） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

中川委員。

○委員（中川雅之） 今回学校栄養士という形なのですが、給食センターで作っているものと、あと自校方式で作っているものでメニュー的に、例えばタブレットで検索すると、今日の学校の給食のメニューということですと出てくるのですが、それはその給食センターのメニューと自校方式のメニューは全て一致しているという形で、そこに各栄養士さんが置いてあるという、そういう形になるのか、その辺ちょっとお伺いしたいのですが。

○委員長（大塚正義） 羽石課長。

○教育総務課長（羽石 剛） ただいまの中川委員のご質問にお答えいたします。

給食センターと自校方式につきましては、それぞれ共通メニューというのがあります。標準のメニューがございまして、それを学校栄養士が配置されている学校に関しましては、栄養士がそこを食材の納入の関係とか、そういったことでアレンジしてメニューが若干日によって異なるということはあるかと思いません。

以上になります。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第105号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 異議なしと認めます。

よって、議案第105号 大田原市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第106号 大田原市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大塚正義） 次に、日程第7、議案第106号 大田原市公民館条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

君島教育部長。

○教育部長（君島 敬） 議案第106号 大田原市公民館条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議におきましては私から説明をさせていただきましたが、本日は生涯学習課長から詳細な改正に関する

る説明をさせますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（大塚正義） 岡生涯学習課長。

○生涯学習課長（岡 一弘） 議案第106号 大田原市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について、私のほうからご説明させていただきます。104ページの議案書補助資料を御覧ください。

最初に、議案の概要であります。金田南地区公民館、親園地区公民館、湯津上地区公民館及び須賀川地区公民館につきましては、農業関連補助金により施設を設置した経緯から、それぞれに設置及び管理に関する条例を制定しておりますが、これらの施設は実質的に地区公民館としても利用されております。このため、施設の設置及び管理に関する条例と公民館条例等との整合を図るため、関係部分を改正するものであります。

次に、各条例の改正内容を説明いたします。97ページの議案書を御覧ください。改正文の第1条は、大田原市公民館条例の一部改正であります。改正の内容であります。新旧対照表の改正前、旧の欄に掲げる規定を同表の改正後、新の欄に掲げる規定に下線で示すように改正します。

第1条は、目的に、農村環境改善センター等の設置及び管理に関する関連条例が根拠となるよう、「この条例は」の次に「、他の条例に定めるもののほか」を加え、あわせて表記の修正のため、公民館運営審議会に関する事項を加えます。

第3条及び第4条、次ページの第6条から第9条、次ページの第10条及び第11条は、改正に合わせた表記の修正であります。

次に、100ページを御覧ください。改正文の第2条は、大田原市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正であります。改正内容であります。第5条から第8条、次ページの第9条は、改正に合わせた表記の修正であります。

また、別表第6条関係で定める2、大田原市湯津上農村環境改善センター使用料のうち、使用区分、多目的ホール及び使用料500円を公民館条例に合わせ、使用区分、体育館及び使用料1,000円に改めます。

次に、改正文の第3条は、大田原市黒羽農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正であります。改正内容であります。第3条で定める休館日は、大田原市黒羽農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例と公民館条例施行規則とでは休館日が異なっていることから、公民館条例施行規則に合わせ、第1号で国民の祝日に関する法律に規定する休日の規定を加えるとともに、改正前で規定のあった12月29日から翌年の1月3日までの日という規定を第2号とします。

次に、102ページを御覧ください。第6条及び第7条、第10条は、改正に合わせた表記の修正であります。

次に、103ページを御覧ください。別表第10で定める見出しを削るとともに、使用区分、農村加工場を公民館条例に合わせ、使用区分を調理室に改めます。

最後に、附則であります。この条例は、令和6年4月1日から施行するとします。

説明は以上となります。ご審査についてよろしくお願ひいたします。

○委員長（大塚正義） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(大塚正義) 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第106号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(大塚正義) 異議なしと認めます。

よって、議案第106号 大田原市公民館条例等の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第108号 大田原市子ども未来館の指定管理者の指定について

○委員長(大塚正義) 次に、日程第8、議案第108号 大田原市子ども未来館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

益子保健福祉部長。

○保健福祉部長(益子敦子) 保健福祉部長の益子でございます。本日同席しておりますのは、清水保育課長でございます。よろしくお願い申し上げます。

議案第108号 大田原市子ども未来館の指定管理者の指定につきましては、議会本会議において議案上程の際、概略を説明させていただいたところでありますが、本日は担当の清水保育課長から改めてご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(大塚正義) 清水保育課長。

○保育課長(清水春雄) 保育課長の清水です。よろしくお願いいたします。私からは、議案第108号 大田原市子ども未来館の指定管理者の指定についてご説明をいたします。111ページの議案書を御覧ください。

トコトコ大田原ビル内に設置されております子ども未来館につきましては、現在の指定管理者による指定管理期間が令和6年3月31日をもって満了することから、同年4月1日以降の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定に関して議会の議決を求めるものであります。

111ページ中でございます。管理を行わせる公の施設の名称及び所在地につきましては、名称は大田原市子ども未来館、所在地は大田原市中央1丁目3番15号であります。指定管理者となる団体の名称及び代表者並びに所在地につきましては、株式会社大田原まちづくりカンパニー、代表者は代表取締役社長、瀧川昌之氏、所在地は大田原市中央1丁目2番14号であります。指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

続きまして、112ページの議案書補助資料を御覧ください。子ども未来館は、子育て世代を支援する施設やサービスを提供することにより、親子のふれあい創出、子育て負担感の軽減と子育て環境の充実を図ることを目的に、平成25年12月にオープンいたしました。オープンした当初よりトコトコ大田原のマルシェ

運営事業、1階商業床テナントミックス事業、ビル総合管理受託事業などを手がける株式会社大田原まちづくりカンパニーを指定管理者と指定し、今年で11年を迎えます。

選定の経緯を申し上げますと、指定管理者の候補者の選定に当たりましては、同法人は施設が所有するトコトコ大田原に本部事務所を持ち、建物全体のビル総合管理や1階商業施設を運営しており、施設を一体的に管理運営することにより、サービスの向上が見込まれると期待できることから、非公募としております。

続きまして、113ページの添付資料番号1を御覧いただきたいと思っております。令和5年10月6日に開催された令和5年度公の施設指定管理者選定委員会の結果でございます。指定管理者の選定に当たりましては、大田原市公の施設指定管理者選定委員会設置規則に基づき設置されました大田原市指定管理者選定委員会におきまして、提出されました指定申請書、事業計画書、収支予算書等の資料を審査、プレゼンテーション、ヒアリングを実施して、安定した能力の保持、サービスの向上等を総合的に評価して選定を行い、選考に当たりましては、選定基準を点数化した選定審査表によりまして採点が行われ、安定した能力の保持成績率の合格基準としました成績60%を超える70%でありました。

選定につきましては、同法人は市民の公平な利用が確保されており、施設を有効に最大限発揮するとともに効率的な管理ができ、管理の安定を行う能力を有しており、適正な体制と適正な管理ができると認められることとの理由により、選定委員会の選定結果として指定管理者の候補者として選定したものであります。

続きまして、114ページの添付資料番号2、大田原市子ども未来館の管理運営に関する仮協定書を御覧ください。選定委員会における選考結果を踏まえまして、令和5年10月16日付で仮協定書を締結し、指定期間を5年とし、指定期間における指定管理料の総額の上限を1億5,620万円と定めるとともに、115ページからとなりますが、管理運営に関する基本協定書を締結しております。大田原市子ども未来館管理運営に関する基本協定書は、第1条から第43条まで、本協定の目的、指定管理等、基本的な業務の範囲、指定管理料、管理物件等について規定をしております。この協定は仮協定とし、議会の議決を経て大田原市が株式会社大田原まちづくりカンパニーを大田原市子ども未来館の指定管理者として指定することにより、当該指定の日にこの仮協定書記載の事項及び基本協定を内容とします本協定を締結されるものといたします。

添付資料としましては127ページで指定管理者の指定申請書、128ページからは事業計画書、140ページからは収支予算書、145ページからは株式会社大田原まちづくりカンパニーの定款でございます。

なお、候補者であります株式会社大田原まちづくりカンパニーですが、開館からこれまでの指定管理者として管理運営を行っておりますが、施設の特性であります公共性を十分に理解し、管理運営を務めており、これまで大きな事故、トラブルもなく管理業務を行っており、当該施設を適正に運営してきた実績を有しております。

以上で大田原市子ども未来館の指定管理者の指定についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

○委員長（大塚正義） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

北原委員。

○委員（北原裕子） 子ども未来館、当初子供たちに入館料を取っていなかった時期があったと思うのです

けれども、そうするともっと指定管理料は5年ごとに区切っているようですねけれども、もっと導入していたのでしょうか。指定管理料、もっと高かったのでしょうか。

○委員長（大塚正義） 清水課長。

○保育課長（清水春雄） まず、当初からの経緯などもちょっとご説明をさせていただきますが、オープン当時は無料でありました。その後、平成28年だったと思うのですが、有料化にいたしました。この利用料につきましては、指定管理者の歳入にはならず、市のほうの歳入にしておりますので、いわゆるその分の指定管理料の減額といえますか、そういったものにはつながっているものではございません。

指定管理料につきましては、やはり人件費などの賃金部分、こういったものの上昇部分がありますので、若干増えてきている、それが実際のところでございます。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑ございますか。

津守委員。

○委員（津守那音） 138ページですか、10番、先ほど保育課長からも説明があったと思うのですが、やはり人件費が90%以上ということと、現在の潮流として最低賃金の上昇は避けられない。経費が増していくのはしょうがないということで、これすごく理解できます。最後に、機械化、電子化による経費削減や省力化が検討できる場合は市と協議し、導入を検討していきますということなのですが、入り口、受付とか、そういったところも機械化できないとか、もちろん安全面もあるので、本当に人を削ればいいというわけではないと思います。ただ、そういった検討を進めていくのを文章だけではなくて、市のほうから主導でもやっていただけるのかどうかということをお聞きします。

○委員長（大塚正義） 清水課長。

○保育課長（清水春雄） 先ほどのご質問についてお答えをさせていただきます。

実は法人とも、いわゆる利用者の意見といえますか、そういったものを少しでも反映しようということとで相談を、相談といえますか、打合せをした経緯もございまして。その中で、やはりアンケートの中でもちょっと意見がありました事前予約といえますか、ネットの予約といえますか、そういったお話も実はございました。なかなか導入するに当たりまして、非常に難しい部分は実際あるのですけれども、例えば混雑具合の表示、そういったものはしてもいいのかなと思うのですが、まだこれについてもちょっと検討の段階で、いろいろな利用される方の声などを反映していきながら、もう当然ながら指定管理料を少しでも圧縮できるように、そういった方策は立ててはいきたいと思っておりますが、現段階ですぐに何か動けるといえるものには至っていないのが現状であります。

以上です。

○委員長（大塚正義） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純） 先ほど説明の中にまちづくりカンパニーの一体的な運営のために、この未来館のこれは非公募としているというお言葉があったと思うのですが、これはもう非公募ということは、これ点数は私は高いと思わないのです。この70%ですか、60%が合格点と言っても、もっとも七十七点というのは私はあまり高い数字だと思ってなくて、この非公募がなくて、このまま数字でこの指定管理者として認めていくということというのは、そして私はこの間ちょっと本会議のときにも言ったかもしれないですけども、この社印まで押されているような状況で出されるというのは、とても私は何か本当に

違和感があって、もうありきではないか。これは公募をしないということは、やはりありきのこの指定管理ということが進められているのかというのを1つと、あともう一つ、この人件費の中に館長……本部社員給与が650万円ぐらいかな、あと館長ほか未来館職員給与というのが1,800万円くらい出ているのですけれども、この未来館職員というのが何名いらっしゃるのかというのもお聞きしたいのと、この館長、これ未来館の中の人件費として計上されていると思うのですけれども、館長というのは瀧川さんになられるのではないのですね。違うのですね、すみません。この未来館の職員が何名かというのをちょっと教えてください。

○委員長（大塚正義） 清水課長。

○保育課長（清水春雄） それでは、まず最初に公募、非公募、このお話からちょっとさせていただきたいと思います。

今現在、大田原市が指定管理者制度を導入している施設、13施設ございます。当然ここには子ども未来館も含まれております。その13施設の今の現状といたしますか、状況につきましては、非公募としている施設、これが5施設ございます。残りの8施設が公募しているという状態です。公募している施設につきましては、その公募の状況ですけれども、公募に参加したのが1者という施設が7施設、残りの1施設が参加が2者という状況でございます。

次に、子ども未来館を非公募とした理由といたしますか、こちらなのですけれども、まず大前提としまして、この子ども未来館につきましては中心市街地活性化事業、こちらの基本計画に基づく計画に沿って、いわゆる商業とかサービスとか公共施設を一体的に統合というのではない、集めて人を町内に流動させて、そして中心市街地のにぎわいの創出、こういったことにつながって、ひいては大田原市の全体の活性化につなげる、そういう目的なもので行われてきた事業でございます、この中心市街地活性化事業、中心的な役割になっていたのが株式会社大田原まちづくりカンパニー、あのビル一帯が法人が運営しているものという状態です。

その建物の一角を子ども未来館に充てているという部分がございますので、いわゆる管理運営については同法人が管理をされたほうが費用の削減といたしますか、そういったものにつながるものとして非公募としたという状況でございます。

続きまして、議案書に掲げてあります仮協定書の件についてご説明をさせていただきますが、先ほど委員からありましたとおり、押印のついているという部分のお話かと思うのですけれども、いわゆる地方自治法に基づく契約のものになってきますと、押印が必要なものかなと私は思っております。あくまでもこの仮協定書に掲げているとおり、いわゆる議会の議決が得られないときは、これは無効というものでございます。今回私どものほうも114ページでこの仮協定書掲げております。先ほど私も地方自治法に基づくものなのかなということで、ちょっとお答えしたのですけれども、こちら令和3年の第4回市議会定例会の指定管理で仮協定が出されている大田原市火葬場、こちらについてもいわゆる公印がついておりますし、令和4年の第6回の市議会定例会で同じく指定管理を出しております水遊園の直売所、あとやすらぎの湯、五峰の湯、こちらの仮協定書についても押印がされている、そういったものですので、私どものほうはいわゆる地方自治法とか、市のほうの指定管理の指針に沿って手続をしたものということでお答えをしたいと思います。

続きまして、人件費ですけれども、人件費の給与につきましては、収支予算書にございます給与につきましては、まちづくりカンパニーの本部職員、本部職員といいますが、これは子ども未来館だけに専従しているわけではございませんので、そのいわゆる一部という形になりますが、こちら3名。それと、賃金の中には子ども未来館の館長がお一人、それと非常勤といいますが、臨時職員といいますが、そういった方の人数が15名ということで、法人からもそのように確認をしておるところでございます。

○委員長（大塚正義） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純） 今説明をいただきまして、このまちづくりカンパニーのその一つの事業として子ども未来館があるわけですね。私は何か住宅があったり、トコトコがあったりという、そのまた全然色合いが違うのではないかという思いがしているのです。子ども未来館というその対象相手というかな、子供をとという思いがありまして、これを同じカンパニーのその事業の一つだから、だからその協定を、一つだから一体的に管理するというのは、ちょっと私は無理があって、やっぱりそれはそれで切り離していったらどうなのだろうと思います。

今地方自治法にのっとってこの協定書が全部作られている仮協定書というのは、これは普通のことなのだよということだと思いますけれども、でもやはりこの相手がいる、対象者がお子さんであったり、子供さんであったり、そして今後5年間ですか、その預かるとした場合、やっぱり公募というのがとても、それは市民にとってもいいことではないかなというふうに思うのですけれども、市はそういう思いはどうですか。あまりないですか。

○委員長（大塚正義） 清水課長。

○保育課長（清水春雄） 確かに議会の第4日目もそういうお話もあったかと思いますが、今後については、当然こういったことも考えていってもいいのかなとは思いますが、今私のほうでちょっと言えるのは、これを今からすぐに公募に切り替えるということになりますと、当然4月からの契約といいますが、これにはとても間に合わない状況になりかねないのではないのかなというものがちょっと率直な意見で、今すぐに私のほうで方針といいますが、これは明確に申し上げられないところが今の現状でございます。

○委員長（大塚正義） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純） 4月から間に合わない、公募にすると間に合わないというお話をされますけれども、これは議会の議決がなかったら公募をするというお話を本会議でされていたと思うのです。だから、この仮契約書というのは、やっぱりありき、指定契約者ありきなだろうというふうに私は承知をいたしますけれども、やはり市としてその対象を市民であったり、ご家族であったり、新しいものをどんどん取り入れていくという、そういうやっぱり思いというのも中に入れていただきたいなという思いは、これは意見なのでですね。

○委員長（大塚正義） 意見ですね。

○委員（伊賀 純） それとちょっと質問をもう一つ、この職員の臨時の方の職員3名というのですか、これは未来館に特化してというか、未来館担当の職員ではないというふうにちょっとお話をされたように思うのですけれども、担当ではないということは、そのまちづくりカンパニーからのお仕事もされて、そこからもお給料をもらうということなのか。それとも、私は未来館での担当だから未来館でお給料が全額出るのか、その方のそのお給料の体制というのかな、その中身はどうなっているのか、ちょっとお聞かせく

ださい。

○委員長（大塚正義） 清水課長。

○保育課長（清水春雄） まず、まちづくりカンパニー、組織としては、先ほど委員のほうからありましたとおり、様々な事業がございます。今回その中で私どものほうで指定管理で上げさせていただいているのが、子ども未来館の管理運営受託事業、この部分でございます。法人につきましては、当然マルシェ事業とか、まちづくり事業、1階の商業床テナントミックス事業、そういったものが総体的になっている業務内容ではございます。

この一帯を行うものが、いわゆる本部職員ということで、現在まちづくりカンパニーにはこの本部職員、正式な社員、いわゆる管理課といいますか、こちらに3名ございます。当然この方の給与というのは、未来館だけではなく、全体事業の中から給与というものが出されるものなので、子ども未来館の管理運営の受託事業につきましては、いわゆる案分といいますか、そういう計算になるのかなと思っております。

あとは、指定管理料以外にも当然それ以外の収入といいますか、そういったものがございまして、法人の会計といいますか、これ全体を通して見てみると、指定管理料のもしかすると一部は案分になっているようなものかなと思っております。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑はございませんか。

津守委員。

○委員（津守那音） これは本会議でも私違和感があるということでお話しさせてもらって、利益幾らですかというと、純利益で600万円か、ちょっと貸付けのほうを聞かなかったのですけれども、要するにこれ本体のほうの財務と全部詳しく見ていないので、さっきも本部社員のところが案分というところでお話あったのですけれども、実際は見えていないと思うのですよね、実際は。本当にこれって指定管理あるあるなのですけれども、本部社員の給与654万円、3名分、655万4,000円と書いてあるのですけれども、これがそのまま利益になっていてもおかしくないと思われてもしょうがないのかなという。例えば財布が一緒になってしまえば、お金に色がついていないので、分からない部分がありますよね。そうすると、やっぱり指定管理のところに人件費を乗っけて、その分本体のほうで利益を出しているというように取られてもおかしくないのかなと思いますし、それがまちづくりカンパニーのやっていることは、全然僕は否定はしていませんが、指定管理を受けているところの会社は往々にしてこういうふうに入件費をそういう指定管理のほうに乗っけて、本事業のほうで利益を出しているということが往々にしてあるので、先ほどの機械化も含めてもうちょっと踏み込んで業務効率を図ったほうがいいのか。ただ、本体のほうに市がそこまで口を出すというのは難しいと思うのですよね。なので、ここはもうちょっと、もし収支予算書で年間2,900万円近く出しているのであれば、やはりもうちょっとこっち側に関しては業務の効率化というのはできるのではないのかなと思いますので、ぜひそのところちょっと質問ではない、なので、今そういったところを私としてはこれ質問というよりは、そういったところなのかなと思いますので。

○委員長（大塚正義） 質疑を打ち切ります。

○委員（津守那音） すみません。

○委員長（大塚正義） 北原委員。

○委員（北原裕子） この親子ふれあいキッチンとあるのですけれども、ここの管理規程というのは、保育

課のほうで行っているのでしょうか。それとも独自でまちづくりカンパニーが規定しているのでしょうか。

あと、ちょっとアレルギーの物質が使えないとか、昔私もここで講師を2回ぐらいやったことがあるのですが、昔ちょっと調理できたものが、今はできなくなってしまったと。非常にちょっと使い勝手が悪くなってしまったので、そこら辺保育課のほうでそういうものは使わないでくださいと禁止したりしたのか、ちょっとお聞きしたいです。

○委員長（大塚正義） 清水課長。

○保育課長（清水春雄） まず、親子ふれあいキッチンにつきましては、その目的といたしますか、趣旨につきましては、食を学びということで、健全な食生活をするにより豊かな人間性を育み、親子での調理体験を通しての食育の推進、こちらが目的で設置したものでございます。

実はオープンの前年になりますが、平成24年の12月に東京の調布市で給食チヂミの食物アレルギーの小学生の死亡事故があったということで、まさにこのタイミングで食物アレルギー、こういったものが取り沙汰されてきた時期でございました。

私どものほう、当時の保育課のほうでも、当時は子ども幸福課になるのですが、こちらのほうでもそういった利用体系、いわゆる食物アレルギーをお持ちの方もいるというのも当然ながら検討させていただきまして、私どものほうで設けた条件といたしますのは、まずはその市内在住のお子様と保護者の利用、それと利用の目的であります親子での利用を原則とする、それと食物アレルギーの対策のために小麦粉などのいわゆる大量の粉といたしますか、そういったものの使用する料理のお断り、そういったものをさせていただいたという経緯がございます。

私からは以上です。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑はございませんか。

益子部長。

○保健福祉部長（益子敦子） いいですか。申し訳ございません。ちょっとだけ補足させていただきます、伊賀委員さんの。

先ほどの本部職員の分のお給料という話が出ておりますが、まずこの指定管理料の金額というのは、市のほうで今の実績を大体勘案しまして、平日どのぐらいの監視員が必要なのか、それから土日、そして夏休みにはもっと平日よりも当然たくさんの方がいなければ子供たち見られませんので、何人ぐらいいいのかわかるのか、そういったところの人数などを積算いたしまして、それとともに先ほどの本部という話が出ていますけれども、本部のほうにつきましては、この未来館のほうは館長がいます。その下に監視員がいるわけですが、そういった方々をある意味指導したり、研修をやったり、それからその給与計算をやったりというのは、館長以下の者は全くやっております。その本部職員が全てやっておりますので、そういった方々のその未来館以外の、子ども未来館のほうにかかっている分と案分するというさっき話が課長のほうにありましたけれども、それはおよそ3割ぐらいということで、それを見込みまして、それで積算をし、金額をおよそ出しまして、それでこちらから提示しているということになります。

それなので、そもそもその本部職員の分を上乗せしてとか、そういうことではなくて、未来館側に関わってくださっているだろう部分の割合を計算をいたしまして、出しているというところでご理解いただきたいと思います。

それから、まちづくりカンパニーがこのトコトコをやってくださるといふところにつきましては、1階の商業施設などとの連携につきましても、このトコトコ大田原全体の回遊性というか、そういった何かイベントなどもやっていただけたらいいななんていう思いもございまして、そういったところの期待もしているところでございます。

それと、選定委員会の点数が高くなかったといふところのご意見があったと思うのですが、この点数につきましては、普通の点数だと6点をつけるようになっていきます。優れていると8点、いろいろ項目があるのですが、特に優れている場合には満点なのです。それで審査員がつけていきます。なので、普通だったら6点、優れているのが8点、80点になれば優れているといふところになるかと単純に考えて思うので、70点を超えているといふところで、伊賀委員さんおっしゃるように、優れてはいないのかなといふところではあるかもしれませんが、一応この基準表には達しているといふところになっております。

補足は以上でございます。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑はないですか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

前田委員。

○委員（前田則隆） この指定管理者の指定、幾つかあると思うのですが、これみんな外していったら、本体のまちづくりカンパニー自体の運営と貸付金の返済含めて、全てを検討しないとできないので、1個1個のことはできないと思うので、今回の子ども未来館に関してはオーケーだと私は思っていますので、直すのならもう根本からこれからどうするのだといふのなら分かりますが、これに関してはこれのままいきたいと私は思います。

○委員長（大塚正義） 北原委員。

○委員（北原裕子） 今回の子ども未来館に関して、中心市街地活性化事業の一環ということになっているのであれば、やはり中の親子ふれあいキッチンとか、使われないところが非常に多くて、もったいないなといつも見ているところです。アレルギーに関しては、しっかりとした対策を取れば、それは予防線も張れば、使えることは使えますので、もう少しこのまちづくりカンパニーでも使えるような行事を増やすように促していただきたい。親子であるので、限られるとは思いますが、もう少しいろいろなイベントをするように促していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（大塚正義） 中川委員。

○委員（中川雅之） 今回このまちづくりカンパニーで指定管理を受けてということで、事業計画がきちんと出されているので、その辺をきちんとやって、利益をいかに上げるかといふのをまず念頭に置いてやっていただけたら、非常にありがたいかなと思います。

その中で先ほど伊賀委員が言ったように、その専門的な例えば子ども未来館であれば、やっぱり子供のいろいろ遊具だったりとか、全国では指定管理を見ると、いろいろ専門的な業者が入っているといふこと

で、例えば図書だったら図書流通センターがあったりとか、あとは火葬場だったら宮本工業所があったりとかという形で、それは全国でもいろいろ指定管理を受けてやっている会社が、やっぱり大田原市でも指定を受けている。あとは、プールだったらフクシ・エンタープライズであったりとかという、そういう形で全国でも例があって成功というのではないけれども、きちんと指定管理を受けている業者さんを最終的には持っていくことが私らは最初は思っていた部分があるのですが、今回最初に立ち上げた段階で、やはり出資している部分もあるので、その辺も含めて早くそういう出資を大田原の出資金を返納しながら、また今度そういうトコトコ自体の運営というものも含めて考えていただけたらありがたいと思いますので、その辺よろしく願いいたします。

○委員長（大塚正義） ほか意見ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第108号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 異議なしと認めます。

よって、議案第108号 大田原市子ども未来館の指定管理者の指定については、原案を可とすることに決しました。

これで執行部には退席いただいて結構です。ありがとうございます。

（執行部退席）

◎民生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○委員長（大塚正義） 次に、日程第9、民生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

この案件につきましては、別紙の調査事件について、議会閉会中も継続調査したい旨、会議規則第109条の規定に基づき、議長に申し出たいので、委員の同意を求めるものであります。

現在タブレットに掲載しましたのは、昨年と同じものを掲載していますが、内容に関し、具体的なものを取り上げることもできますので、具体的なものがあれば追加をいたしますし、昨年と同じであれば、このまま提出いたしますので、委員の皆様に一読していただき、内容をご確認いただければと思います。

まず、タブレットに内容を掲載しておりますので、確認してください。

（内容確認）

○委員長（大塚正義） それでは、同意することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。

よって、民生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出については、別紙調査事件のとおり議長に申し出ることにいたします。

◎閉 会

○委員長（大塚正義） 以上で当委員会の審査は全て終了いたしました。

本日は、これもちまして散会いたします。

午後 零時07分 閉会